

地方公共団体における公文書管理の取組調査

1. 趣旨

地方公共団体については、公文書等の管理に関する法律第34条において、同法の趣旨に則って、文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用に関して必要な施策を策定・実施するよう努めなければならないとされている。

また、公文書館法にも、地方公共団体が、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有すること等が規定されている。

こうした規定を踏まえ、地方公共団体における公文書の適切な管理に関する一層の取組を促すため、歴史公文書等の保存等に関する取組状況の「見える化」を図ることを目的として、調査を行い、各団体の回答を内閣府ホームページに掲載。

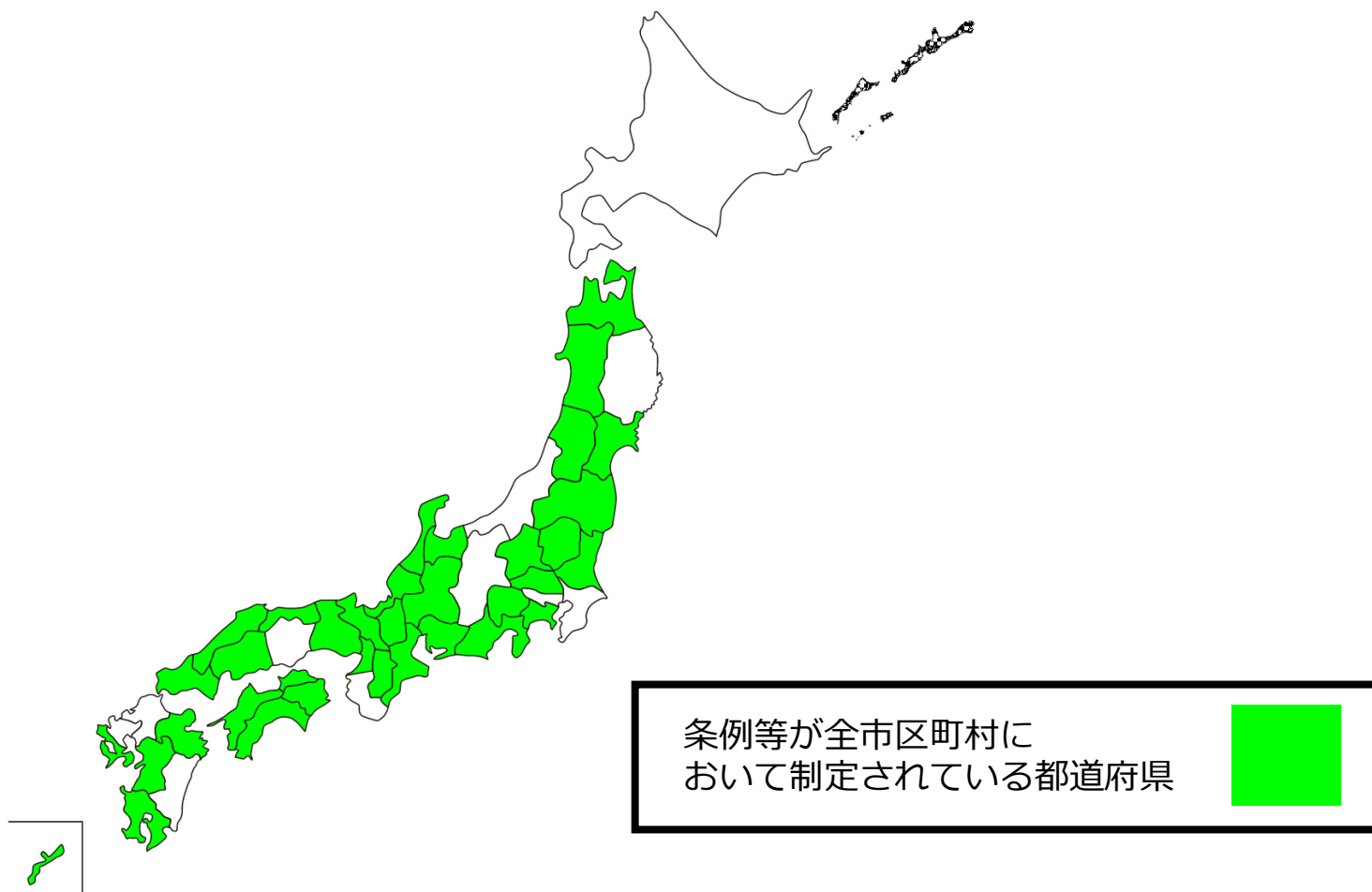
2. 調査の方法

- ①調査対象：全ての都道府県、市区町村（都道府県経由）
- ②調査時点：令和4年4月1日時点
- ③調査項目：
 - 1) 公文書管理のための条例等
 - 2) 歴史公文書の保存に関する取扱い
 - 3) 歴史公文書を保管する施設

4. 結果の概要

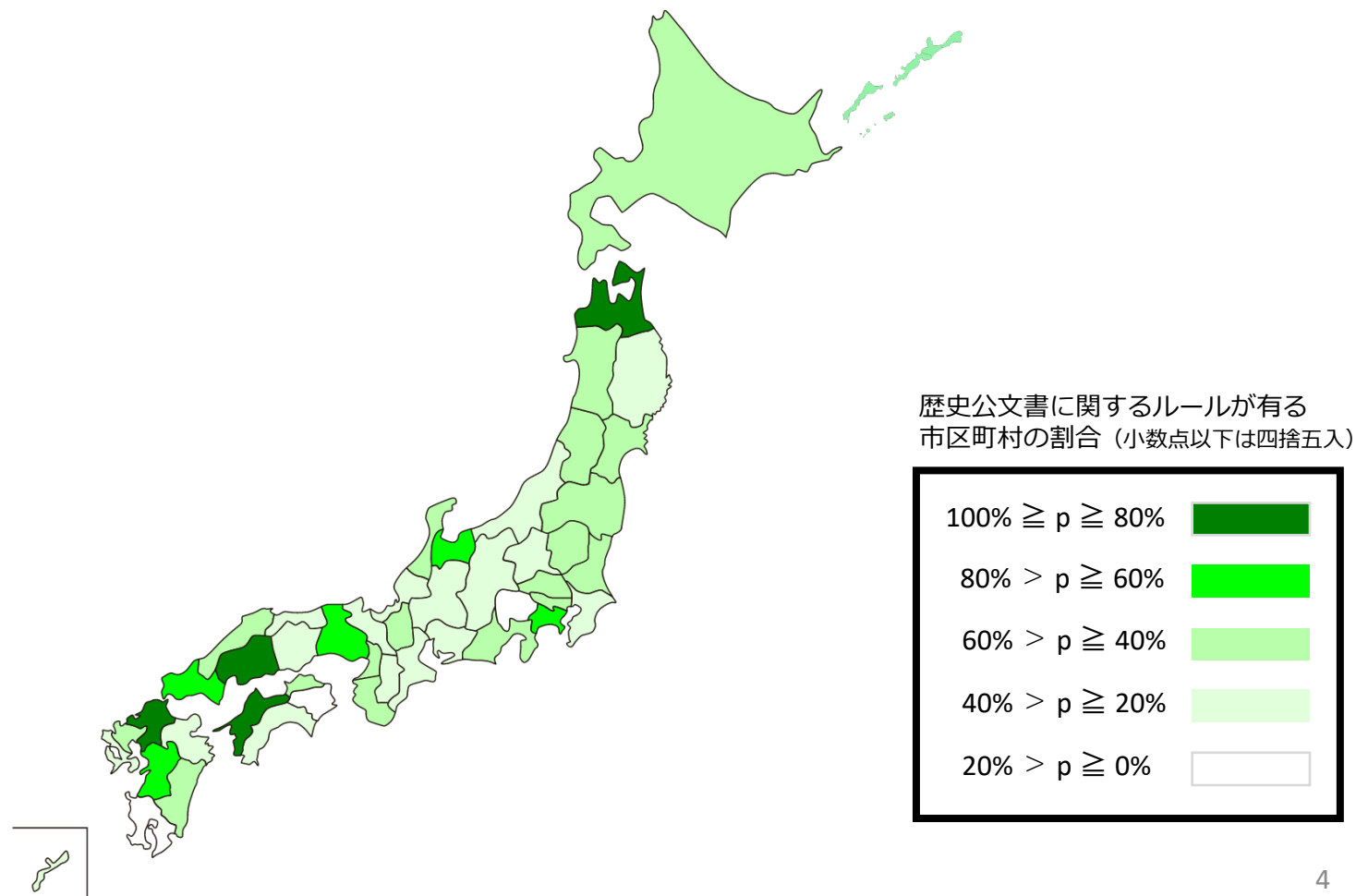
(1) 公文書管理のための条例等の制定状況

- 全都道府県で条例等を制定 (うち、条例は15団体)
- 条例等が制定されている市区町村は、1694団体 (97%)
(36都道府県で管内の全市区町村で条例等を制定)



(2) 歴史公文書に関するルールの制定状況

- 歴史公文書に関するルールが**有る**とする**都道府県は45団体**
(岩手県、鹿児島県以外。ただし、岩手県は本年7月19日に条例公布。施行は10月1日。)
- 歴史公文書に関するルールが**有る**とする**市区町村は814団体 (47%)**

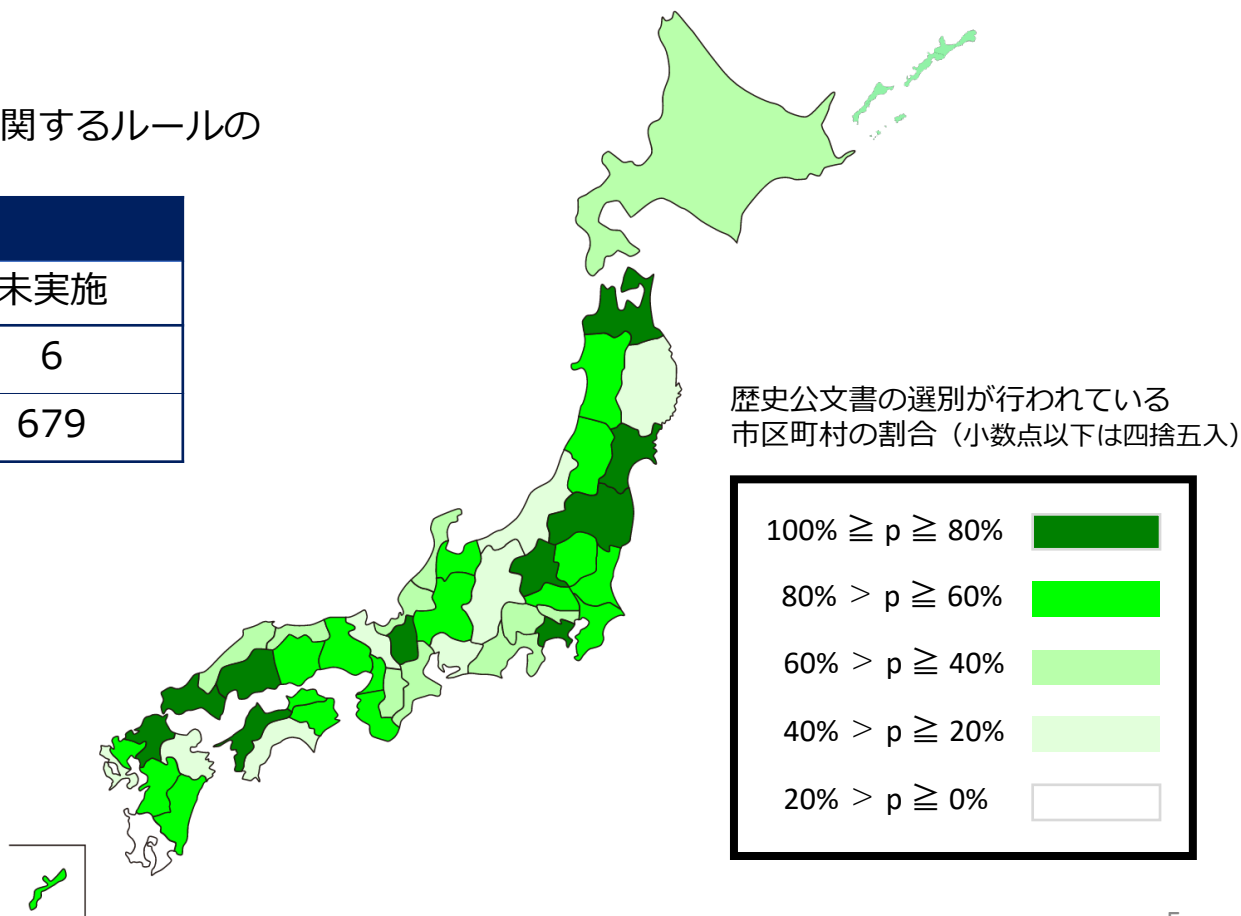


(3) 歴史公文書の選別状況

- 歴史公文書の選別が行われている都道府県は45団体
(岩手県、鹿児島県以外)
- 歴史公文書の選別が行われている市区町村は1,056団体 (61%)
(ルールが有るとする814団体のうち**808団体(99%)**で選別。
また、山口県、福岡県では、全市町村で選別が行われている。)

市区町村における歴史公文書に関するルールの有無と選別状況 (団体数)

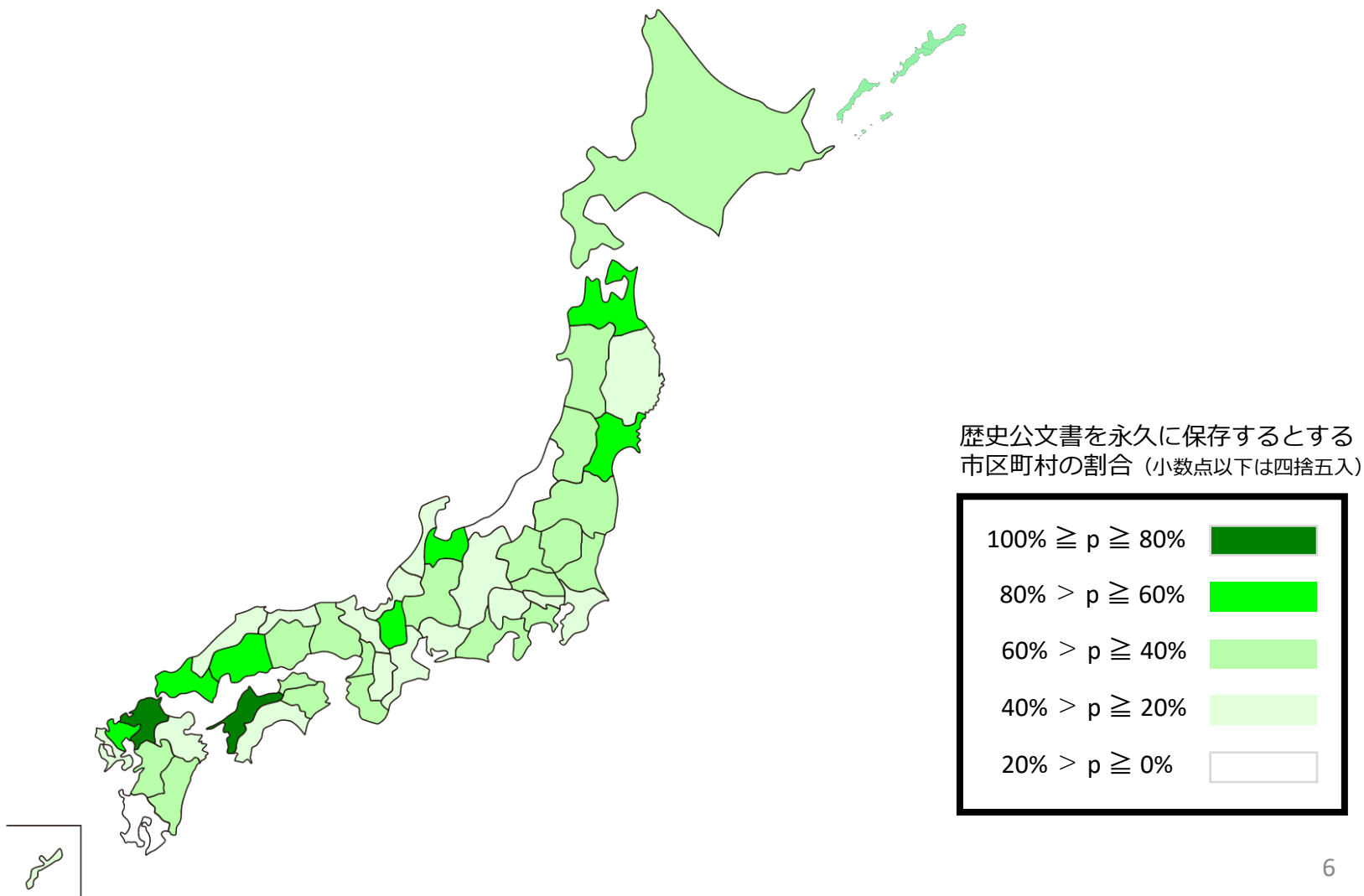
		選別	
		実施	未実施
ルール	有	808	6
	無	248	679



(4) 歴史公文書の保存期間

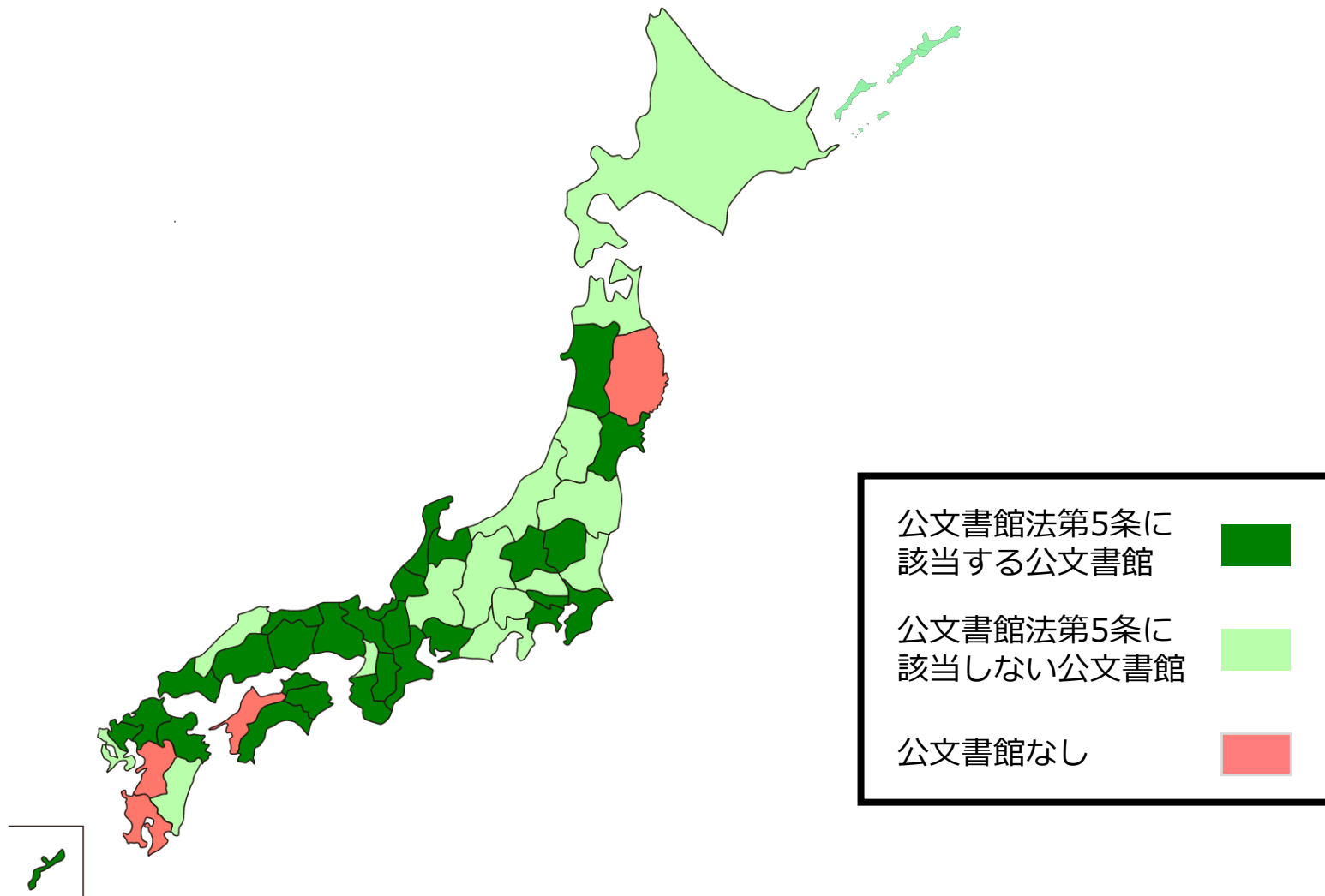
- 歴史公文書の保存期間について永久との回答があった都道府県は45団体
- 歴史公文書の保存期間について永久との回答があった市区町村は806団体
(46%)

※ルールが無い場合は、実態ベース。

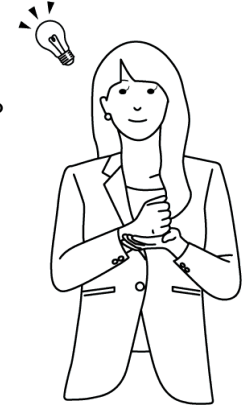


(5) 公文書館の設置状況

- 公文書館が設置されている都道府県は43団体 (91%)
- 公文書館法第5条に該当する公文書館 (条例設置) であると回答した都道府県は28団体 (65%)、市町村は32団体



5. 様々な取組事例



- **歴史公文書の定義は、自治体によって様々**だが、以下のような例が挙げられる。
 - ・ 歴史的・文化的価値を有すると認める文書（東京都杉並区、兵庫県姫路市等）
※東京都杉並区では、「歴史・文化的と判断されるもの（その時代の世相、世論等が象徴的又は特徴的に表れているもののほか、事件、事故、災害の記録）等については、長期に保存する。」としている。
 - ・ 市史や町史の資料となる重要な文書（青森県中泊町、石川県能美市等）
 - ・ 条例等の例規や議会会議録等（秋田県鹿角市、兵庫県加西市等）
 - ・ 東日本大震災関連文書又は東日本大震災関連を含む文書（福島県富岡町）
- **歴史公文書に関するルールを「無し」と回答した927の市区町村のうち、248の市区町村（27%）からは、歴史公文書を選別の上、永久又は一定期間保存している**との回答があった。
- 他方で、**宮崎県小林市**のように、**歴史公文書の根拠規程を整備したが、歴史公文書等の選別基準や保存・利用に関し必要な事項は、それと別に定めることとしているために今後検討予定であるなど、選別は未だ行っていない**という自治体もあった。
- **福岡県**では、**県と市町村**（北九州市・福岡市以外）**が公文書館を共同運営し、管区の全市町村で歴史公文書を永久保存**するようにしている。
- **静岡県沼津市**では、**学識経験者による指針、判断等に基づき、市史編さん等に必要がある文書を歴史公文書として選別**を行っている。

(参考条文)

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

（地方公共団体の文書管理）

第三十四条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

公文書館法（昭和62年法律第115号）

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等（国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。）を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国立公文書館法（平成十一年法律第七十九号）の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。